

(IT を有効活用し地元経済の活性化を図る長崎県の取り組みについて)

おはようございます。吹田新選会足立将一、通告に従いまして個人質問をさせていただきます。

先日、長崎県庁へ視察に行つてまいりました。長崎県では電子行政の推進を図つておられ、自治体クラウドサービスという事業を 2009 年度より開始されました。これは、インターネットを利用することで自治体への申請や届け出を自宅や職場にしながらできるというもので、市民にとって利便性が向上する取り組みであります。実際、長崎県では、個人、法人を含め、100 を超える手続に関してネット上で行えるようになっております。また、このシステムを他の自治体にも安価で提供しています。

例えば、講座やイベントの申し込みを受け付ける簡易電子申請や、住所表示変更証明願や軽自動車税納税証明書交付申請書など厳格な本人確認を行つて受け付ける電子申請、吹田でも体育施設では既に行つている公共施設予約システムなど、今後もさまざまなシステムを市場に出す予定で、徳島県や和歌山県、大村市などでは実際に契約が行われたそうです。インターネットのインフラが整つた現代において、行政が積極的に市民ニーズに対応していこうとする姿が非常に特徴的であり、我が市も導入を考慮してみたいはいかがでしょうか。

しかし、今回の質問では、私は長崎県のクラウドサービスの営業をしたかったわけではありません。長崎県の電算システムに対する意識は非常にすばらしく、情報政策課が中心となつて、職員が使いやすいシステムを原課の職員と地元企業が協力して独自に作成されているとのこと。これにより、職員のシステム関係に対する意識と能力の向上、職員にとって使いやすいシステムであることによる業務効率の向上、そして地元企業への発注による産業育成など、メリットが多く挙げられます。特に、吹田においては、江坂地域でシステム開発関係の会社が多いと仄聞しておりますので、このような取り組みをぜひ吹田でも進めて、地元経済の維新に活用してみたいはいかがでしょうか。

今回質問させていただくファシリティーマネジメントにしてもそうですが、他市の先進的な取り組みを我が市に適するような形で積極的に取り入れていくことによって強い自治体をつくっていくという市長の心意気を見せていただきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

(公共施設の管理について)

公共施設の管理についてですが、市長の公共施設の最適化という政策にあわせ、我が市でもファシリティーマネジメントの導入が進められ、7月定例会においては、政策推進部長から、可能な限り前倒しで取り組みたいとの答弁がいただけるほど積極的な姿勢がとられていることは、市民にとって非常に喜ばしいことであると考えます。これは同僚議員の従前からの提案、そして吹田市が多量に抱えるストックに対する当局の危機意識の高まりから成っており、非常にすばらしいことでもあります。ぜひ市民ニーズと財政とのバランスがとれた最高の最適化計画を立てていただきたく存じます。

先日御提案いただきました組織改正の表を見ておる中では、行政経営部の資産経営室が担当されるのであろうと考えます。我が市の施設の運用は各所管に任せつつも、保全については専門家が担うことで、施設の適正な機能維持及び長寿命化が図られるのであろうと期待しております。

財政状況と比較し過剰と思われる施設の廃止や統合も視野に入れる中で、その基準となる最も大切な施設白書が来年度作成されます。他市でも施設白書がつくられておりますが、その形式はさまざまであります。施設白書は、それ自体をつくること目的なのではなく、白書を活用する目的があって初めて有効なものであると考えます。

そこで伺います。我が市では、市長が公共施設最適化という政策を掲げておられます。とすれば、施設白書も余剰施設の廃止や統合をある程度視野に置いての作成になるかと思えます。単なる施設情報の羅列ではなく、その施設の取り壊しまでにかかる経費や利用率など、市の目的にかなうような意識を持つての白書作成となると、自然と集める情報や作成内容も変わってくると考えます。次年度作成される白書はどのような意図を持つての作成となるのでしょうか。市としての現状の施設配置についての認識とともにお答えください。

(平野孝子政策推進部長答弁)

政策推進部にいただきました御質問にお答え申し上げます。

公共施設の管理につきましては、全体としての総量規制を図るとともに、質的な見直しを行い、公共施設の計画的な利活用、保全管理、再整備及び土地の有効活用など保有資産の効果的な活用を行い、良好な施設機能を長期にわたり安定的に供給することを目的とした公共施設の最適化方針骨子を策定いたしました。この方針骨子の中で、御指摘いただいております施設白書につきましては、平成24年度(2012年度)に策定する予定をいたしております。

本市の現状の施設配置についてでございますが、本市には、昭和37年(1962年)の千里ニュータウンのまち開きや、大阪都市圏への人口流入に伴う人口急増など人口の増加が続く中で整備してきた公共施設がございます。これまでは、こうした公共施

設を、市域全体を対象とした拠点施設、総合計画の地域別計画に示す6ブロックや小学校区などの区域を対象とした施設として、規模や機能など全市のバランス等を勘案した上で配置に努めてきたものでございます。

しかしながら、厳しい財政状況が継続することが見込まれる中で、他市と比較して施設数が多い本市におきましては、これまでと同様の考え方、手法では、施設の老朽化に伴う更新や維持管理を行うことが困難になるものと認識しております。

施設の現況を示す施設白書の策定の趣旨についてでございますが、施設白書の具体的な内容につきましては、今後検討し精査することとしておりますが、施設白書は、施設の老朽化など維持管理・保全に関するものや、施設の利用状況や運営経費などの管理運営に関するものなど、施設の現況を把握するために必要なデータをまとめるもので、公共施設管理における課題や方向性を検討する際に活用し、公共施設の最適化計画や個別施設の計画につながる重要なツールとなるよう策定してまいります。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(要望)

これは要望になります。

施設白書についてなんですけども、一番大事なのは、現在の施設規模を適正に維持した場合に今後50年間にかかる費用、これはぜひ計算して施設白書に載せていただきますようお願いいたします。

(被害想定に合わせた地域防災計画の策定について)

次に、地域防災計画について伺います。

さきの東日本大震災によって国の防災計画が変更となることから、府の防災計画が変更され、それに伴い、我が市の防災計画も変更になるとのことです。特に、東日本大震災において大きな被害をもたらした津波についてですが、関西大学の教授が発表した内容によりますと、この吹田市も津波の被害に遭うとのことでした。しかし、大阪府の試算では神崎川手前でとまるとのこと、情報が錯綜しておりました。そんな中、11月1日には、吹田市は独自の基準で津波浸水予想地域を設定されました。これは国の正式な被害想定を待つ間の暫定的なものであろうと私は考えていたのですが、11月21日に行われました都市環境防災対策特別委員会において副市長から、仮に国や府の想定で津波の被害がもたらされなくなっても、この津波浸水予想地域は解除しないとのことで、かかる設定は市にとって正式かつ恒久的なものであるとことが判明しました。

想定外という言葉を使わないために、事防災に関しては万全を期しても期過ぎることがないと、山の中まで津波の被害を受けた東北の現場を見た私は思うのですが、市が独自の予測を持つということは、その予測に対応する姿勢を整えておかなければならない責任が当然生じます。つまり、津波浸水予想地域については、津波によって浸水した場合の対応策を準備しておかなければならない責任が我が市には発生いたしました。津波浸水予想地域だから市民の皆さん気をつけてください、あるいは津波避難ビルに協力してくださいといった啓発のためだけという意識での設定であれば、オオカミ少年になりかねません。

今回、防災ハンドブックの改定が行われるということですが、その改定においては、今回出した津波予測に市民が十分備え得るような記述が必要となります。また、吹田市では、地震が発生した場合において南北の被害想定が余りに異なることから、本当の意味での地域防災計画、南北で市民の備えや避難想定が異なった具体的なものを作成する必要があります。

具体的なことを申し上げますと、まず、吹田市を襲う可能性がある地震は2種類ございます。一つは、東日本大震災と過去50%の確率で連動してきた南海地震。この地震が発生した場合、吹田市は震度5強程度の揺れに襲われるとの試算が出ています。震度5強であれば建物被害は比較的少ないと考えられますが、南海地震はプレート型でありますから、東日本大震災同様、津波が発生する可能性が高いことが脅威となります。津波浸水予想地域は洪水ハザードマップでの被害想定地域と類似するとのことですから、江坂、豊津、南吹田、JR以南の地域の方々には、特に南海地震での津波の危険性を徹底して伝え、避難場所もビルや北部とすることを徹底することが必要であります。また、北部地域はこの南海地震では被害が大きくないであろうと考えられ

ますから、北部地域の避難場所が積極的に南部地域の住民を受け入れるという体制を整えておくことが必要となってきます。

もう一つの上町断層地震は、文部科学省地震調査研究推進本部によれば、発生確率は30年以内で二、三%と低いものの、防災ハンドブックにもあるように、市内は震度6強あるいは7と非常に大きな揺れであることから、建物被害も大きく、危険度が非常に高くなります。しかし、こちらは直下型であるため、津波の心配はありません。南海地震と上町断層地震の違いを市民に理解しておいていただくことで、無用なパニックを防ぐことができます。

この上町断層地震が発生した際にも、南北では被害想定が大きく異なります。やはり南部は被害想定が大きく、建物全壊率が50%の地域が大半を占め、液状化の予測も大きくなっております。全壊率が高いということは、避難所生活を強いられるため、やはり南部の住民が北部の避難所で生活する可能性が高くなり、そのための準備や避難地域の割り振りなどの想定が必要です。また、液状化が発生した場合、下水の管渠も被害を受けるため、トイレの問題も発生し、南部の方々には簡易トイレの備えを積極的に促す必要もあります。

どちらの震災が発生した場合にも、南北では大きく被害想定が異なることから、防災ハンドブックにはそのことを注記し、地域防災計画にはそれを反映させた上で、安心安全室が行っておられる防災講座や地域防災組織に対する啓発も地域によって重視する点を変えるなど、実際に市民が危機意識を持ちやすく、対策しやすいような形が必要であると考えます。具体的な危機意識を持っていただき、防災対策を市民一人一人に行ってもらうことが、被害を軽減させることに最も有効です。災害などを日ごろから想定することが不可能な人間ですから、少なくとも消防と安心安全室だけは常に危機意識を持って、どのような事態であっても、想定外と言うことなく、冷静に対処できるよう準備を行っていただきたく存じます。

防災のプロフェッショナルである安心安全室の方々が本気になって地震が発生した場合のことを想定して計画を立てると、非常に有効なものになると考えます。今後、このような市民にとってわかりやすく具体的な啓発活動をされるおつもりはあるか、また防災ハンドブックの改定に伴い、このような具体的な取り組みを記載する予定はあるか、現在地震が発生した場合に対応できる体制は整っているか、安心安全室の地震発生に対してとっておられる現状の体制をお聞かせください。

(赤野茂男危機管理監答弁)

安心安全室にいただきました地域防災計画に関する数点の御質問に御答弁申し上げます。

まず、津波避難対策についてでございますが、本市におきましては、本年11月1日

に独自に津波浸水予想地域を設定し、区域内における洪水時避難所である市関連の18施設を津波避難ビルとして指定し、民間ビルの所有者等に対しましても、津波・洪水避難ビルとして協力を求めているところであります。

御指摘のとおり、津波対策につきましては、単に津波浸水予想地域や津波避難ビルの設定だけで終わるのではなく、市民の皆さんへの啓発が非常に重要であることから、大津波警報が発表されれば、津波到来までには一定の時間的余裕がありますので、元気な方は高台を目標に、車を使わずに徒歩で市の北部方面へ避難し、高齢者や迅速な避難が困難な方は近くの津波避難ビルや3階以上の頑丈なビルに避難していただくなど、とっていただきたい行動を市のホームページで周知を図っております。

津波につきましては、避難の仕方や日ごろからの心構えなど、津波浸水予想地域を重点的に、地域の防災訓練や防災講座などあらゆる機会を通じて、今後とも啓発を図ってまいります。

次に、本市における南部地域と北部地域の被害想定の違いについてでございますが、御指摘のとおり、市の南部地域におきましては、地盤が低く軟弱であることから、津波浸水予想地域のほか、地震による建物全壊率や液状化危険度などの被害想定が高い状況にあります。災害の態様や被害の状況によっては、南部地域の皆さんに北部地域の避難所に避難していただくことも想定され、避難体制を再検討する必要があると感じているところでございまして、あわせて備蓄物資の分散化等につきましても、そういったことを踏まえながら推進していく必要があるものと考えております。

また、液状化による下水設備の損壊によりトイレが使用できなくなる可能性が高く、さきの震災で液状化により下水設備に壊滅的な被害が出た千葉県浦安市におきましては、可燃ごみとして処理できる携帯簡易トイレが非常に有効であったと聞いておりますことから、その必要性を改めて認識したところであり、地域にかかわらず、各家庭での携帯簡易トイレの備蓄の促進に努めてまいります。

次に、市民の皆さんへの啓発活動についてでございますが、災害に強いまちづくりを実現するためには、地域防災力が非常に重要であり、東日本大震災におきましても、その重要性が改めて認識されたところでございます。安心安全室では、災害時における日ごろの備えや防災に関する知識、技術を知っていただくために防災出前講座を開催しておりまして、昨年度は年間32回実施しましたが、今年度は、震災の影響もあり、既に54回実施し、約3,500人の方々に参加していただいているところでございます。

防災講座の内容としましては、各地域の主催者の皆さんの御要望や御意見に合わせて講座の内容を決定しており、講義形式のものから、毛布を使った簡易担架の作成や防災用資器材の取り扱い指導など実技を交えたものまで、さまざまな講座を実施しております。

御指摘のとおり、本市におきましては、地震、風水害とも、北部地域と南部地域とで

は震度想定や被害想定の内容がそれぞれ異なっておりますことや、海溝型の東南海・南海地震と内陸直下型の上町断層帯地震とではその揺れ方や被害状況が違うことを市民の皆様にご存知いただくことで、災害時における減災につながっていくものと認識しております。

今後におきましては、自分の身は自分で守ることを基本とした上で、地域の特性や実情に合ったきめ細やかな防災講座の実施に努めてまいりますとともに、現在改定作業中であります防災ハンドブックなどを活用しながら、市民の皆様によりわかりやすい啓発活動を進めてまいります。

次に、防災ハンドブックについてでございますが、防災ハンドブックは、市民の皆さんに防災対策を万全にさせていただくこと、災害が起きたときの対処方法などを知っていただくことなどを目的とした手引として作成しているもので、今年度中に改定版を全世帯に配布する予定にしております。

現在改定作業中の防災ハンドブックにつきましても、上町断層帯の地震が発生したときを想定した吹田市内の震度予測結果図、液状化予測結果図、建物被害予測結果図を掲載し、自分の住んでいる地域がどういう被害を受ける可能性があるか、予測図を確認していただく予定にしております。

津波については、ニュータウン等の高台に住んでおられる方も、通勤、通学や買い物で大阪市内などに行かれたり、海水浴などに行かれたりすることもありますので、津波避難の方法などの啓発記事を掲載するとともに、津波避難ビルのピクトグラムなども掲載いたします。

東南海・南海地震につきましては、東海地震とあわせた3連動地震が発生した場合の被害想定について、現在、国の中央防災会議で科学的・技術的検討が行われているところでありますので、震度や津波の予測図等は掲載せず、震度が6弱以上となる地域として本市も指定されております東南海・南海地震防災対策推進地域などを記載した地図や、地震の発生確率、年表などを掲載する方向で作業を進めております。

今後、新たに国や府の被害想定が公表された段階で、毎年転入者用に増刷しております防災ハンドブックに修正を加えるとともに、必要があれば津波ハザードマップを作成する予定にしております。

次に、地震が発生した場合の体制についてでございますが、職員の参集体制につきましては、本市において震度5強以上の地震が発生した場合、勤務時間外であっても、全職員が参集し、地域防災計画に定められた各部の災害対応業務に従事することになっております。

緊急防災要員として指名されております職員におきましては、担当地域の防災拠点や小学校に直接参集することになっており、各地域の被害状況や各種情報を市の災害対策本部に伝達し、地域との調整を図ることになっております。また、初動期の体制としまして、応援要請、救助・応急医療対策、応急避難、緊急輸送、ライフラインの緊

急対応などの応急体制につきましても、地域防災計画で定めているところであります。

しかしながら、大規模災害時には、職員自身が被災し、市の庁舎も相当な被害を受けている場合も考えられますので、そういった事態も想定しながら対応していけるよう、防災体制を構築する必要があると考えておりますとともに、このたびの震災を受けてさまざまな課題が浮き彫りになったことから、今日までの間、津波避難対策や情報伝達手段の複数化、避難所運営マニュアルの作成、新たな災害時防災協定の締結を行ったほか、避難所や備蓄物資のあり方などについても、現在、関係部局と協議しているところであります。

今後におきましても、想定外だったという言葉を決して言いわけに使わないという強い決意のもと、引き続き、最新の情報や先進的な事例を取り入れながら、市民の皆さんが安心して安全に暮らせるよう万全を期し、全力で防災対策に取り組んでまいります。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(再質問)

次は、危機管理監に対する質問なんですけれども、避難体制を再検討する必要があると感じている、避難物資の分散化等についても推進していく必要があるという積極的な答弁をいただきました。これが具体化されるめど、年度についてお聞かせください。

もう一点は、緊急防災要員なんですけれども、今現在設立されておられます地域防災組織との連携について、現在の状況をお聞かせください。

(赤野茂男危機管理監答弁)

再度の御質問にお答えをしたいと存じます。

1点目は、私、先ほど、避難体制の再検討をする必要があるといったことを申し上げました。それから、備蓄物資の分散化ということも申し上げました。それらについてめどはどうなんだということでございます。

避難体制の再検討につきましては、これはしばらくお時間をちょうだいしたいと存じます。市全体的に勘案してもう一度練り直すということになれば、短期間で、数カ月程度でできるようなものではないと思っておりますので、申しわけございませんけれども、これは少なくとも来年度いっぱいはお時間をちょうだいしたいと存じます。

それから、備蓄物資の分散化でございます。実は大変苦慮いたしておりますのが、小・中学校が避難所の主力となるわけでございますけれども、本来、その小・中学校に当面必要な物資というものは備蓄されておってしかるべきというふうに思います。ところが、現状はどうなんだといいますと、その備蓄物資の分散化ということが、正直申しまし

て、決して進んでいるとは言えない状況でございます。

ですから、私ども、今後とも、特に教育委員会さんともそういうことでぜひとも前向きな協議をさせていただいて、一遍に備蓄物資の分散化が図れるとは思いませんけれども、少しでも、徐々にでもそれを図っていかないと、いつまでたっても、ほんの数カ所にしかその物資がないと、いざというときにそこへ取りに行かないとだめだということではなくて、できるだけ備蓄物資の分散化につきましては、これはめどがいつだということではなくて、少しでも進めていきたい。一遍には無理でも、少しでも早く進めていきたい、そんなふうな思いでおります。

それからもう一点、緊急防災要員と地域の防災組織、これは自主防災組織のことだと思いますけれども、それとの連携はどうなんだということで御質問をいただいております。

緊急防災要員は、地域の6カ所の拠点に参集いたします地域防災要員と、学校に参集いたします校区防災要員に分かれております。百数十名おります。その百数十名がそれぞれ、私どもの思いといたしましては、地域の自主防災組織とそれこそ顔の見える関係といえますか、そんな関係を日ごろから築いていただきたいという、そういう願いは持っております、またそうでなければならぬとも思っております。ただ、現状、そうでない部分もあろうかと思っております。

ですから、来年度、実はそういう緊急防災要員を対象にしたさまざまな研修を実施したいと思っております。そういう中で、地域の自主防災組織と今申し上げましたような顔の見える関係といえますか、そういうものを築いていただく方向での研修、そういったものを実施してまいりたいと存じますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

(教育人事権の移譲について)

次に、市長の公約であった教員人事権の移譲について伺います。

市長のホームページを拝見しておりますと、教員人事権の移譲についても言及されております。教員人事権移譲については、吹田新選会も党派として前市長に主張してきておるものであり、このたび移譲について前向きな市長が当選されたということで、井上市長には、行政手腕を発揮していただき、ぜひとも達成していただきたく存じます。そこで、教員人事権の移譲に向けどのような動きをしているのか、また、すぐに始められない障害となっているものは何なのかをお聞かせください。

また、そもそも論ですが、市長は、教員人事権移譲を受けることのメリットをどう考えておられるのでしょうか。府から市へ人事権と予算が移譲されれば、教育においても市の独自性を発揮できるという点に、我々は大きなメリットがあると考えております。今の教育システムでは、グローバル化が進んだ現在の社会を強く生き抜く人材が育っていないのではないかという危機感を私は抱いております。学力ももちろん大事ですが、それ以上に、道徳心や夢や志を持つ力、何事にも疑問を持ち考える力、人生のお手本となる偉人についての教育、因果関係を考えることができる歴史教育、情報に流されない力、世界観、哲学などの教育のほうがはるかに重要です。

なぜ勉強しなくてはいけないのか、子供にこう聞かれて答えることができる大人はどれだけいるのでしょうか。どんなことを行うにしても、まず人が大切です。吹田市独自の方向性で目的意識を持って教えることができる教員を確保あるいは育成することができれば、現在のように国の目標設定があいまいでも、市としてしっかりと教育を行うことができると考えます。

新たな制度を取り入れるということは、現状の制度では市長の目指す教育が実施できないとの趣旨であると考えますが、市長は、大阪府が教員の人事権を持つ現在の制度にどのような問題点があると感じておられ、市に人事権を移譲することによりどのようなメリットがあり、移譲後には吹田市でどんな教育政策のもと、どんな人材を育成したいと考えておられるのか、お答えください。

また、人事権の移譲を受けたとしても、吹田市に優秀な人材が集まってくる仕組みや優秀な教育者を育成する仕組みがなくてはなりません。こうしたことは権限の移譲のある前から進めていくべきことですが、本市では、権限移譲を想定してどんな人材確保を考えておられますか。以前より吹田新選会は、杉並区が設けた教育者育成の師範館のような取り組みを強く勧めておりましたが、このような取り組みは検討の範囲に入っていますか、お答えください。

(松井静子教育監答弁)

学校教育部にいただきました教員人事権の移譲についての御質問にお答えいたし

ます。

教員人事権の移譲に向けた動きといたしましては、本市において本年5月に発足させた教職員の人事権移譲プロジェクトチームが中心となり、先行実施する地区の権限移譲に係る事務処理や、地区単位の教職員の新規採用に係る事務処理等に関して、その状況の把握に努めているところでございます。本市への権限移譲が進まない理由といたしましては、府が権限移譲の受け皿を地区単位としていることが大きな理由の一つと考えております。

教員人事権の移譲に伴うメリットについて、市長にということですが、私からもお答えさせていただきます。

権限の移譲により、本市が求める資質、能力を有する人材の確保や市独自の賞罰規定の確立など、市の主体性や独自性を生かした取り組みや制度設計を進めることが可能となり、吹田の教育をより推進することにつながると考えております。

府から市町村への教員人事に係る権限移譲は、府としても、地方分権を進める上で重要な位置づけと認識していることは明らかなですが、市立小・中学校に勤務する教職員の給与は、市町村立学校職員給与負担法において都道府県の負担となっており、特例条例の活用や現行制度の運用によっても、市町村に負わせることはできず、先行する地区においても、権限が完全に移譲されたとは言えないことが問題点として考えられます。

教員人事権の移譲のメリットを生かし、市民の期待にこたえる人材を確保することで、さらにやる気のある使命感を帯びた教職員の育成が可能になると考えております。権限が移譲された後には、本市の学校教育に対する思いが強い、または本市の地域に根差しているといった人材の確保を具現してまいります。

また、本年12月より、小・中学校の教員を目指す学生などに対して、本市の教育を体感する中で、教師に求められる資質や実践力、指導力を養成する講座を開講し、教員養成研修につながる取り組みを進めております。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(井上市長答弁)

足立議員からいただきました御質問に御答弁申し上げます。

まず、大阪府からの教職員人事権の移譲につきましては、基礎自治体みずから教職員の人事制度の設計、運用を行うことで、地域の特色を生かしたきめ細やかな教育を進めていくことを目指すものでございます。教育改革のみならず、真の地域主権の確立を目指す観点からも、重要な政策課題であると考えております。

私は、吹田の子供たちには、確かな学力や生きる力などをしっかりと身につけてほし

いと考えております。教員には、そうした学校教育の担い手として、保護者や地域から信頼を得られるような人材であることを求めたいと思っております。

(再質問)

最後に、教員人事権についてなんですけども、市長が積極的な姿勢を示されているということ、かつ顧問を務めておられる維新の会のメンバーが引き続き府知事であり、維新の会としても教員人事権移譲については積極的でありますので、この4年間を好機として必ず実現してください。

教員人事権の移譲についてメリットをたくさん挙げていただきましたが、一つ、地区ごとにおろすということで、他市がノーと言えば進みづらいとのことなんですけども、市長が本気になって他市を説得するぐらいの心意気を感じたいと思うんですが、今後の活動及び他市を説得する意思はあるのか、またあるいは、法整備で種々問題があるとのことだったんですけども、今回、市長が維新の会ということなので、国にも働きかけることができると思いますので、その点も踏まえて、今後の井上市長の御見解、意思をお聞かせください。お願いします。

(井上哲也市長)

教員の人事権に関する再質問に御答弁申し上げたいと思います。

本市が5月に発足をさせていただいております教職員の人事権移譲プロジェクトチームで本市としての取り組みをさせていただいていますし、大阪府のほうも地区単位として権限移譲をするということの方針も御理解をいただいた中での御質問だということで、御答弁をさせていただきたいと思います。

私も、当選させていただいて、北摂の市長さんにごあいさつにお伺いをさせていただきました。そして、豊能地区は別にして、三島地区の市長さんに、権限移譲を私は選挙戦で申し上げましたので、ぜひよろしくお願いしますという話をさせていただきました。その折に教えていただいたのは、教育長クラスで話をこれまでもしてまして、これからも教育長クラスで話をしますということでしたので、私どもの教育長に私どものほうから呼びかけをするように指示をしまして、今、その会議を進めているところでございますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

(市営住宅施策の今後の方向性について)

次に、市営住宅についてです。

佐竹台に新たに240戸の市営の集合住宅が整備されるという計画に対し、そのときの審議の場には私はいなかったのですが、津雲台、佐竹台、岸部北、日の出、豊津T2棟の市営住宅を集約するという説明のもと、当時の合意を得たと仄聞しております。しかし、平成23年度の住宅審議会や決算審査の場において、日の出と豊津T2棟については現地建てかえの話が進んでいる、特に現在入居されている方々の意見を尊重しての整備だとの話を聞きました。どうも方針変更があったようです。担当部局に詳しくお話を聞いたところ、さきの5カ所の市営住宅は計300戸、新たに完成する佐竹台については240戸の整備となり、国から補助金がおりにいる関係から、差額の60戸についても整備しなければならないとのことであり、その60戸について、新たに敷地を探すことより、現地建てかえの道を選んだとのことでした。

井上市長が公共施設の最適化という方針を掲げておられる中で、60世帯の住宅を整備するために数億円という市の予算をつけ、その施設を建設費用の何倍もかけて維持管理していくという事業に対しては、甚だ疑問を感じます。特に、吹田市においては、民間の空き家が2万戸ほどあるということですので、市としてお金をかけるのであれば、市が住居を整備して、入居抽せんが30倍から100倍にも上り、需要と供給のバランスが全くとれていないこれまでの市営住宅の制度ではなく、既にある民間住宅を借り上げる、あるいは福祉制度であることに着目して家賃補助を出すという政策に方向を変えるべきではないでしょうか。

市営住宅の寿命を60年と考慮した場合、60戸の市営住宅を整備して維持する費用を、民間住宅の借り上げあるいは家賃補助という制度に充てた場合、市として市営住宅を整備するよりはるかに多くの人を支えることができるのではないのでしょうか。

財政がこの先細っていく。私どもとしてはそこを何とか変えたいと考えておるのですが、仮に先細った場合に、お金の使い方ということについてもっと真摯にならなければなりません。そして、当然市営住宅の目的は、施設を持つことではなく、住宅困窮者に対して住宅を提供するということですから、その趣旨が最大限満たされる手法をとっていかねばなりません。そこで、4点伺います。

1点目は、佐竹台住宅の新規建設の審議の際に、議会に対して、佐竹台住宅は集約の方針で建てるが、その後、場合によっては集約されるべきであった住宅も現地で建てかえられる可能性があるという説明は十分になされていたのでしょうか。場合によっては、十分な情報もないままに議会審議が行われた可能性があるため、お答え願います。

2点目は、豊津T2棟、日の出の市営住宅についての現在の進捗、そして今後の計画、予想される建設費用の額をお聞かせください。

3点目は、今回300戸の住宅を集約し、240戸新たに建設するわけですが、残りの

60 戸については今後整備しないという道をとろうと考えた場合、考えられる問題点をお答えください。

そして、4点目は市長に伺います。同じお金をかけるにしても、新たな住宅を建設するより、民間住宅の借り上げや家賃補助を行ったほうが住宅施策としてはるかに多くの市民がサービスを受けられる状況になると考えられますが、市長として今後どのような方針で住宅施策を行っていくのでしょうか、市長の考えをお聞かせください。

(寶田保住都市整備部長答弁)

都市整備部にいただきました(仮称)新佐竹台住宅建てかえ事業に係る数点の御質問について御答弁申し上げます。

まず、1点目の議会への御説明につきましては、耐震及び居住環境面に問題があることから、5団地の全入居者の皆様に(仮称)新佐竹台住宅に移っていただくことを前提に、平成 22 年(2010 年)5月定例会で土地購入契約について御議決をいただき、用地を取得したものでございます。

2点目の豊津T2棟、日の出住宅につきましては、建てかえ計画の説明会を重ねるとともに、(仮称)新佐竹台住宅建設用地を知っていただくための見学会も実施してまいりましたが、現地での居住を強く希望される入居者がおられる状況でございます。このような状況を踏まえ、今後の計画でございますが、平成 28 年度(2016 年度)以降の事業として、財政負担の少ない整備手法を検討してまいりたいと考えております。

3点目の管理戸数の不足分、約 60 戸を整備しない場合の問題点でございますが、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に基づき、公共公益施設等を整備した場合等の特別な事情がない限り、建てかえる住宅戸数以上の住宅を整備することと定められているところでございます。

4点目につきましては、市長にとのことでございますが、まず、担当の都市整備部より御答弁申し上げます。

新たな住宅の建設より、民間住宅の借り上げや家賃補助を行うほうが、より効果的な市民サービスを提供できるのではないかと御指摘でございますが、民間住宅の借り上げによる市営住宅の供給は、長期間に及ぶ場合にはランニングコストが増大するなどの側面もあります。しかし、今後の人口構成の推移を考慮いたしますと、必要な時期に必要な住宅の供給が可能となるため、有効な方法の一つと考えております。

一方、家賃補助制度につきましては、新婚世帯向けなど対象者を限定した上で一定期間補助金を給付する方法で、大阪市などで実施されておりますが、現行の公営住宅法上では市営住宅とみなされないことから、整備する市営住宅戸数の縮減につながるものではございませんが、住宅政策全般を考える上で有効な手法と認識しております。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(井上哲也市長)

次に、住宅政策についてでございますが、市営住宅につきましては、困窮度の高い層に対するセーフティネットの一つとして、建てかえ時期を迎えているストックの更新を進めるほか、民間住宅借り上げの手法による供給をふやしていくことについても検討しているところでございます。また、家賃補助制度につきましては、大阪府や国における公営住宅バウチャー制度導入に係る動向などを注視しながら研究してまいります。

(再質問)

次に、都市整備部に御質問なんですけども、現地での居住を希望される入居者がおられる状況を踏まえての整備ということなんですけども、そもそも市営住宅はそのような個人の事情で市の方針が決まるようなものなんでしょうか。それに従わなければならない義務はどこにあるのでしょうか、お答えください。

(寶田保住都市整備部長答弁)

足立議員より再度の御質問をいただきましたので、御答弁させていただきます。

まず、建てかえに際しまして、個人の事由を、建てかえの移転を強制するということがなくて、尊重するののかという御質問でございますが、まず、公営住宅法の趣旨から申しまして、国並びに府のほうから現地建てかえする以外については、それぞれ居住者の同意をもらうというのが指導としてあるわけでございます。

また一方、市の方針としてあるのかという御質問でございますが、これにつきましては、豊津T2、日の出住宅ともに、やはりコミュニティの関係もございまして、現地でとどまりたいという希望が、23年9月30日現在の調査によりまして相当数あるわけでございます。そのようなことを踏まえまして、9月26日、経営戦略会議におきましてこの状況を御報告する中で、これまでは現地にすべて転居していただくということでの入居者に対して説明会等に対応をしておりましたが、やはりこれ以上の新たな展開は困難というふうなことで、経営戦略会議にかけまして、市としての方向性を変更し、平成28年度以降、現地の建てかえも含めて検討するという方向を新たに定めたところでございます。

以上でございます。

(必要な公共施設か否か その1～花と緑の情報センター～)

次に、今議会の議案に上がっております(仮称)南千里駅前公共公益施設に入る予定の施設について伺います。

まず、花とみどりの情報センターについてです。この情報センターの利用者数とそのカウント方法についてお聞かせください。事業委託費が2,100万円ほどかかっております。今回、貸し館の使用料変更についての議案も上がっておりますが、現在の使用料収入、使用料変更に伴い予想される効果額についてお答えください。

(森正一建設緑化部長)

建設緑化部にいただきました御質問にお答え申し上げます。

吹田市花とみどりの情報センターの平成22年度(2010年度)の利用者数は2万3,427人でございます。そのカウント方法でございまして、展示室の利用者数につきましては、昼間の12時から13時の間に展示室に来られました人数をもとに最も実数に近い値になるよう推計し、また緑化相談者、講習会参加者、貸し館利用者等を合わせて1日当たりの利用者数とし、指定管理者から報告を受けております。

当館は、花と緑に関する情報の普及を図るとともに、花と緑に触れ合う市民相互の交流の場の提供を施設の目的としているため、緑に係る団体の利用者の方々につきましては、吹田市花とみどりの情報センター使用料減免基準により、使用料を免除しております。平成22年度(2010年度)の年間収入額は1万250円となっております。また、使用料変更に伴い予想される効果額につきましては、1.5倍の使用料収入となりますので、5,125円となるものでございます。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(再質問)

次に、花とみどりの情報センターなんですけども、これは政策推進部長に伺います。お話を聞く限り、1万円程度の施設収入ということで、詳しく話を伺ったところ、360件の免除があつてのこの金額となつておるとのことです。免除規定があるとのことなんですけども、受益と負担の公平性とたびたびおっしゃられる今回の料金改定とこの制度は矛盾するのではないのでしょうか。料金を上げる前に、この規定をなくすべきではないのでしょうか。政策推進部長の答弁を求めます。

(平野孝子政策推進部長答弁)

足立議員の2回目の御質問に御答弁申し上げます。

委員御指摘のとおり、施設の使用料に関します減免の取り扱いにつきましては、大きな課題というふうに認識しておりまして、今回の使用料・手数料、自己負担金に関する基本方針を議論する中で、その課題につきましても協議を進めているところでございます。

花とみどりの情報センターだけに限らず、市の中の多くの施設で、減免につきましては個々の施設ごとの判断で行われております。しかしながら、各施設につきましては、既に設置目的に沿って効果的に使用していただくということで低廉な使用料というものを受業者負担率などを設けながら設定しておりますので、この上減免を行うということにつきましては、やはり真に必要な場合に限るといような考え方を示すべきということで、一定の方針を示そうということで議論を深めているところでございますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

(必要な公共施設か否かその2～平和祈念資料室～)

次に、今議会の議案に上がっております(仮称)南千里駅前公共公益施設に入る予定の施設について伺います。

平和祈念資料室について伺います。

まず、当該施設の趣旨、目的、そして吹田市が持たなければならない必要性についてお聞かせください。私も、この資料室を見学させていただきました。入室したすぐ左に、当時の小学生の平均身長のパネルがあり、解説資料の文体を見る限り、子供向けにつくられた施設であろうと考えられます。そこで、施設の利用者数の大人と子供の割合及びそのカウント方法についてお聞かせください。

展示内容についてであります。これは私の主観であります。非常にもったいないと感じました。歴史というものは人間にとって非常に重要なものであり、過去と現在の断絶を生むような教育がなされてはなりません。特に、歴史から学ぶべきことは、なぜそのようなことが起こったのか、それを避けるにはどうすればよかったかであり、事件が起こった因果を考える力を身につけさせることによって、同じ過ちを再び繰り返さない能力をつけることだと考えます。

その点、施設の展示は、広島、長崎の原子爆弾の被害、吹田市が受けた空襲の被害、集団疎開の状況など客観的な情報をパネルで並べただけであり、展示資料も歴史的には価値のあるものが集まっているにもかかわらず、特に何の解説も付されず、並べているだけといったものです。

戦争の悲惨さを伝えることはもちろん必要ですが、それ以上に、なぜ戦争が起こり、戦争を避けるにはどうすればよいのかを考えさせる教育、これを平和祈念資料室が担わなければ、存在価値がないと言っても過言ではありません。

歴史認識については種々あり、議論を呼ぶものでありますが、批判を恐れ、当たりさわりのないものであれば、わざわざ血税を使ってでも持つ必要はありません。今後の施設運営方針について、現在考えておられる案がありましたら、お答えください。

(吉見宗利自治人権部長答弁)

平和祈念資料室についての御質問に、自治人権部より御答弁申し上げます。

本市は、昭和58年(1983年)8月1日に平和を希求する市民の総意として非核平和都市宣言を行い、毎年8月に非核平和資料展を開催するなど、平和に関する事業を行ってまいりました。そのような中で、市民から戦争に関する遺品などの資料が年々数多く寄贈され、それらを有効活用してほしいとの声が大きくなってまいりましたため、非核平和都市宣言を具体化する施設として、平成4年(1992年)に戦争の悲惨さと平和のとうとさを深く認識し、これを次の世代に伝えることを目的として、平和祈念資料室を旧市民会館6階に開設いたしました。その後、旧市民会館の耐震性の問題から、平成

21年(2009年)に男女共同参画センターの2階に一時的に移転し、現在に至っております。

施設の利用者数につきましては、年間約3,400人であり、大人と子供及び団体としてカウントしており、おおむね大人が94%、子供が6%となっております。

今後の施設運営についてでございますが、二度と戦争を起こさないよう、日本が戦争に至った原因や背景などを市民の皆様とともに考えることができるような施設となりますように、資料の展示方法についても工夫してまいりたいと考えております。

また、来年9月の(仮称)南千里駅前公共公益施設への移転を機に、吹田市立平和祈念資料館と名称を改め、平和映画会の回数をふやすとともに、小学校を初め、子供会、留守家庭児童育成室等に施設見学の呼びかけを行い、夏休み等にも利用してもらえるよう、今以上にPRに努めてまいります。さらに、インターネット等を利用した情報発信を行い、若い人たちにも興味を持ってもらえるよう工夫するなど、事業の充実に努めてまいります。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(エキスポランド跡地開発について)

最後に、エキスポ跡地について質問いたします。

今回、府が運営事業者に三井不動産を選んだとの報道がなされました。市長は、今回の事業者の選択に対して肯定的にとらえておられるのでしょうか。このような施設ができるとした場合、当該地域にはガンバの新スタジアムの建設予定も進んでいることから、大きな集客が見込まれ、新たな人の流れも生まれます。そのようなことを踏まえた上で市が検討しなければならない課題は何なののでしょうか。現段階で考えておられる検討項目を挙げてください。

以上で1回目の質問を終わります。

(太田勝久政策企画部長答弁)

エキスポランド跡地について、市長にとのことでございますが、まず、政策企画部よりお答え申し上げます。

エキスポランド跡地の開発につきましては、吹田のまちににぎわいがもたらされると期待をしているところでございますが、国の内外から大きな集客を見込む施設でありますことから、これまでも大阪府に対しまして、道路整備、交通アクセスの改善等、周辺環境に配慮した対策を実施されるよう要望してまいったところでございます。

引き続き、交通問題等に関して必要な措置を講じるよう働きかけてまいりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(井上市長答弁)

エキスポランド跡地開発につきましては、大阪府により複合型エンターテインメント施設の建設計画を提案した事業者が選定されたところでございますが、ガンバ大阪の新スタジアムとともに、この施設が本市の地元経済の活性化などに大きく寄与し、大阪の新たなにぎわいの拠点となりますことを期待いたしております。

以上、よろしくようお願い申し上げます。

(要望)

エキスポランド跡地についてなんですけども、吹田市にどうやってお金を落としてもらおうのか。大規模開発が二つ続くということなので、全国でもまれに見るチャンスなので、商工業者と連携して、吹田の利益が大きくなるよう御尽力ください。